令和５年生駒市議会（第５回）定例会議案

令和５年１２月４日

生　　駒　　市

令和５年生駒市議会（第５回）定例会議案目録

議案番号	議　　案　　名	頁
報告第 12 号	市長専決処分の報告について （損害賠償の額の決定及び和解について）	１～２
報告第 13 号	市長専決処分の報告について （損害賠償の額の決定について）	３～４
議案第 64 号	令和５年度生駒市一般会計補正予算（第６回）	５～31
議案第 65 号	令和５年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第２回）	32～35
議案第 66 号	令和５年度生駒市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）	36～38
議案第 67 号	生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	39～41
議案第 68 号	生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	42～45
議案第 69 号	生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	46～48
議案第 70 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	49～62
議案第 71 号	生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	63～65
議案第 72 号	生駒市教育委員会委員の定数を定める条例を廃止する条例の制定について	66
議案第 73 号	生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について	67
議案第 74 号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	68～69
議案第 75 号	町の区域の変更について	70～73

報告第　12　号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第２項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定及び和解について

令和５年１２月４日提出

生駒市長　小　紫　雅　史

専第　10　号

専　決　処　分　書

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定及び和解について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

１　事故区分及び事故発生年月日

物損事故

令和５年９月４日（月）午前７時２０分頃

２　事故発生場所

生駒市小瀬町地内（文珠橋東詰）

３　損害賠償額

７０，６４６円

４　事故の概要

上記の場所において、車で走行中、市道（橋梁）舗装端から繁茂していた雑木により、車両に損傷を与えたもの。（市の過失割合６０％）

令和５年１０月３０日

生駒市長　小　紫　雅　史

報告第　13　号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第２項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

令和５年１２月４日提出

生駒市長　小　紫　雅　史

専第　11　号

専　決　処　分　書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

１　事故区分及び事故発生年月日

物損事故

令和５年８月２０日（日）午前１時頃

２　事故発生場所

生駒市元町２丁目地内（滝寺公園）

３　損害賠償額

４８０，０００円

４　事故の概要

上記公園内の樹木が倒れ、公園に隣接する施設に駐車していた車に樹木が接触し、車を損傷させたもの。

令和５年１１月１５日

生駒市長　小　紫　雅　史

議案第　64　号

令和５年度生駒市一般会計補正予算（第６回）

令和５年度生駒市の一般会計の補正予算（第６回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６１７，６８８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４５，３４２，９１９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加及び変更は、「第３表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表地方債補正」による。

令和５年１２月４日提出

生駒市長　小　紫　雅　史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　　入　　［単位　千円］

款	項	補正前の額	補　正　額	計
15 国庫支出金		7,980,465	53,410	8,033,875
	1 国庫負担金	5,117,217	410	5,117,627
	2 国庫補助金	2,832,850	53,000	2,885,850
16 県支出金		3,511,446	47,556	3,559,002
	1 県負担金	2,247,517	205	2,247,722
	2 県補助金	1,025,649	47,351	1,073,000
19 繰入金		1,445,244	297,935	1,743,179
	1 基金繰入金	1,445,244	297,935	1,743,179
20 繰越金		1,865,258	77,978	1,943,236
	1 繰越金	1,865,258	77,978	1,943,236
21 諸収入		984,749	22,409	1,007,158
	4 雑入	977,460	22,409	999,869
22 市債		1,958,800	118,400	2,077,200
	1 市債	1,958,800	118,400	2,077,200
歳　入　合　計		44,725,231	617,688	45,342,919

歳　　出　　［単位　千円］

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 議会費		327,601	△4,155	323,446
	1 議会費	327,601	△4,155	323,446
2 総務費		4,588,567	276,783	4,865,350
	1 総務管理費	3,575,688	270,880	3,846,568
	2 徴税費	496,055	6,584	502,639
	3 戸籍住民基本台帳費	285,170	605	285,775
	4 選挙費	189,344	△3,303	186,041
	6 監査委員費	35,865	2,017	37,882
3 民生費		17,736,662	100,573	17,837,235
	1 社会福祉費	8,648,646	35,480	8,684,126
	2 児童福祉費	7,196,245	63,515	7,259,760
	3 生活保護費	1,224,208	758	1,224,966
	5 国民健康保険費	667,036	820	667,856
4 衛生費		8,483,986	181,611	8,665,597
	1 保健衛生費	3,715,566	△13,879	3,701,687
	2 清掃費	4,768,420	195,490	4,963,910
5 産業経済費		545,212	△813	544,399

［単位　千円］

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	1 農業費	166,219	1,210	167,429
	2 商工費	378,993	△2,023	376,970
6 土木費		3,766,220	28,559	3,794,779
	1 土木管理費	282,426	24,054	306,480
	2 道路橋梁及び河川費	1,072,150	2,828	1,074,978
	3 都市計画費	1,110,207	8,514	1,118,721
	4 住宅費	186,810	△6,837	179,973
7 消防費		1,428,295	3,255	1,431,550
	1 消防費	1,428,295	3,255	1,431,550
8 教育費		4,970,424	31,875	5,002,299
	1 教育総務費	514,734	17,114	531,848
	2 小学校費	486,373	11,420	497,793
	3 中学校費	302,375	7,649	310,024
	4 幼稚園費	860,074	△7,117	852,957
	5 社会教育費	1,403,989	4,857	1,408,846
	6 保健体育費	1,402,879	△2,048	1,400,831
歳　出　合　計		44,725,231	617,688	45,342,919

第２表繰越明許費補正

追加　　［単位　千円］

款	項	事業名	金額
衛生費	保健衛生費	環境整備経費	１９，８３５
	清掃費	清掃リレーセンター管理費	６，９３０
土木費	土木管理費	地域公共交通活性化事業	２０，０００
	道路橋梁及び河川費	河川水路改修事業	１７，４２２

第３表債務負担行為補正

１　追加　　［単位　千円］

事項	期間	限度額
市営自転車駐車場管理業務	令和５年度から 令和６年度まで	４，０００
交通費等助成業務	令和５年度から 令和６年度まで	２９５，３７０
生駒市清掃センター基幹的設備改良工事（その２）	令和６年度	３６７，１３３

２　変更　　［単位　千円］

補正前			補正後		
事項	期間	限度額	事項	期間	限度額
がん検診受診券・クーポン券印刷業務	令和５年度から 令和６年度まで	２，０１０	がん検診受診券・クーポン券印刷業務	令和５年度から 令和６年度まで	３，２８７

第 4 表 地 方 債 補 正

変更　　［単位　千円］

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
清掃センター施設整備事業	1,151,900	証書借入又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	1,270,300	証書借入又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

歳　　入

（款）　15 国庫支出金

（項）　　1 国庫負担金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	4,807,206	410	4,807,616	6 保険基盤安定負担金	410	国民健康保険基盤安定負担金
計	5,117,217	410	5,117,627			

（款）　15 国庫支出金

（項）　　2 国庫補助金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費国庫補助金	1,323,539	53,000	1,376,539	1 保健衛生費補助金	53,000	循環型社会形成推進交付金
計	2,832,850	53,000	2,885,850			

（款）　16 県支出金

（項）　　1 県負担金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	2,175,591	205	2,175,796	5 保険基盤安定負担金	205	国民健康保険基盤安定負担金
計	2,247,517	205	2,247,722			

（款）　16 県支出金

（項）　2 県補助金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
2 民生費県補助金	644,543	47,351	691,894	1 社会福祉費補助金	9,649	心身障害者医療費補助金 1,998 重度心身障害老人等医療費補助金 7,651
				2 児童福祉費補助金	37,702	子ども医療費補助金 36,546 福祉医療支給事務費補助金 845 ひとり親家庭等医療費補助金 311
計	1,025,649	47,351	1,073,000			

（款）　19 繰入金

（項）　1 基金繰入金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
2 ふるさと生駒応援基金繰入金	171,188	20,000	191,188	1 ふるさと生駒応援基金繰入金	20,000	
8 公共施設等総合管理基金繰入金	442,235	28,935	471,170	1 公共施設等総合管理基金繰入金	28,935	
14 職員退職給与基金繰入金	0	249,000	249,000	1 職員退職給与基金繰入金	249,000	
計	1,445,244	297,935	1,743,179			

（款）　20 繰越金

（項）　1 繰越金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
1 繰越金	1,865,258	77,978	1,943,236	1 繰越金	77,978	前年度繰越金

計	1,865,258	77,978	1,943,236			

（款）　21 諸収入

（項）　4 雑入

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 雑入	976,319	22,409	998,728	4 雑入	22,409	後期高齢者保健事業委託金 11,135 後期高齢者医療療養給付費負担金返還金 11,274
計	977,460	22,409	999,869			

（款）　22 市債

（項）　1 市債

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生債	1,159,700	118,400	1,278,100	2 清掃債	118,400	清掃センター施設整備事業債
計	1,958,800	118,400	2,077,200			

歳　　出

（款）　1 議会費

（項）　1 議会費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 議会費	327,601	△ 4,155	323,446				△4,155	2 給料	△ 1,772	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 1,870	人事異動等による
								4 共済費	△ 513	人事異動等による
計	327,601	△ 4,155	323,446				△4,155			

（款）　2 総務費

（項）　1 総務管理費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 一般管理費	1,836,086	255,128	2,091,214			249,000 （繰入） 249,000	6,128	2 給料	3,073	人事異動等による
								3 職員手当等	250,760	人事異動等による
								4 共済費	1,295	人事異動等による
5 財産管理費	1,145,502	281	1,145,783				281	24 積立金	281	職員退職給与基金
9 人権施策費	63,750	15,471	79,221				15,471	2 給料	10,022	人事異動等による
								3 職員手当等	2,758	人事異動等による
								4 共済費	2,691	人事異動等による
計	3,575,688	270,880	3,846,568			249,000	21,880			

（款）　2 総務費

（項）　2 徴税費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 税務総務費	246,850	6,584	253,434				6,584	2 給料	1,609	人事異動等による
								3 職員手当等	2,446	人事異動等による
								4 共済費	2,529	人事異動等による
計	496,055	6,584	502,639				6,584			

（款）　2 総務費

（項）　3 戸籍住民基本台帳費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 戸籍住民基本台帳費	266,329	605	266,934				605	2 給料	△ 3,093	人事異動等による
								3 職員手当等	2,968	人事異動等による
								4 共済費	730	人事異動等による
計	285,170	605	285,775				605			

（款）　2 総務費

（項）　4 選挙費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 選挙管理委員会費	30,213	△ 3,303	26,910				△3,303	2 給料	△ 2,221	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 1,307	人事異動等による

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
								4 共済費	225	人事異動等による
計	189,344	△ 3,303	186,041				△3,303			

（款）　2 総務費

（項）　6 監査委員費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 監査委員費	35,865	2,017	37,882				2,017	2 給料	51	人事異動等による
								3 職員手当等	481	人事異動等による
								4 共済費	1,485	人事異動等による
計	35,865	2,017	37,882				2,017			

（款）　3 民生費

（項）　1 社会福祉費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 社会福祉総務費	780,756	31,855	812,611				31,855	2 給料	13,899	人事異動等による
								3 職員手当等	11,853	人事異動等による
								4 共済費	6,103	人事異動等による
2 国民年金費	34,084	1,256	35,340				1,256	2 給料	588	人事異動等による
								3 職員手当等	388	人事異動等による
								4 共済費	280	人事異動等による

5 後期高齢者医療費	1,817,527	11,650	1,829,177			11,135 (諸) 11,135	515	11 役務費	650	手数料
								12 委託料	11,000	健康診査等委託料
7 人権文化センター運営費	43,974	△ 9,281	34,693				△9,281	2 給料	△ 5,381	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 2,837	人事異動等による
								4 共済費	△ 1,063	人事異動等による
計	8,648,646	35,480	8,684,126			11,135	24,345			

(款)　3 民生費

(項)　2 児童福祉費

[単位　千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	3,351,345	65,336	3,416,681	20,037 (県補) 20,037			45,299	2 給料	9,016	人事異動等による
								3 職員手当等	5,990	人事異動等による
								4 共済費	5,989	人事異動等による
								11 役務費	1,691	手数料
								19 扶助費	42,650	子ども医療費
3 保育所費	1,055,808	△ 1,821	1,053,987				△1,821	2 給料	△ 943	人事異動等による
								3 職員手当等	676	人事異動等による
								4 共済費	△ 1,554	人事異動等による
計	7,196,245	63,515	7,259,760	20,037			43,478			

（款）　3 民生費

（項）　3 生活保護費

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 生活保護総務費	127,738	758	128,496				758	2 給料	△ 1,004	人事異動等による
								3 職員手当等	1,242	人事異動等による
								4 共済費	520	人事異動等による
計	1,224,208	758	1,224,966				758			

（款）　3 民生費

（項）　5 国民健康保険費

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 国民健康保険費	667,036	820	667,856	615 （国負）410 （県負）205			205	27 繰出金	820	国民健康保険特別会計繰出金
計	667,036	820	667,856	615			205			

（款）　4 衛生費

（項）　1 保健衛生費

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 保健衛生総務費	1,677,468	△ 13,879	1,663,589				△13,879	2 給料	△ 5,413	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 5,609	人事異動等による
								4 共済費	△ 2,857	人事異動等による

計	3,715,566	△ 13,879	3,701,687				△13,879			

（款）　4 衛生費

（項）　2 清掃費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 清掃総務費	121,812	△ 9,556	112,256				△9,556	2 給料	△ 5,389	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 2,526	人事異動等による
								4 共済費	△ 1,641	人事異動等による
3 ごみ処理施設費	3,159,929	205,046	3,364,975	53,000 （国補） 53,000	118,400	28,935 （繰入） 28,935	4,711	2 給料	2,944	人事異動等による
								3 職員手当等	769	人事異動等による
								4 共済費	998	人事異動等による
								14 工事請負費	200,335	基幹的設備改良工事
計	4,768,420	195,490	4,963,910	53,000	118,400	28,935	△4,845			

（款）　5 産業経済費

（項）　1 農業費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 農業委員会費	37,779	△ 453	37,326				△453	2 給料	25	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 598	人事異動等による
								4 共済費	120	人事異動等による
2 農業総務費	48,100	1,663	49,763				1,663	2 給料	329	人事異動等による

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
								3 職員手当等	874	人事異動等による
								4 共済費	460	人事異動等による
計	166,219	1,210	167,429				1,210			

（款）　5 産業経済費

（項）　2 商工費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 商工総務費	77,783	△ 2,023	75,760				△2,023	2 給料	△ 1,293	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 954	人事異動等による
								4 共済費	224	人事異動等による
計	378,993	△ 2,023	376,970				△2,023			

（款）　6 土木費

（項）　1 土木管理費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 土木総務費	153,676	30,210	183,886			20,000 （繰入） 20,000	10,210	2 給料	5,348	人事異動等による
								3 職員手当等	3,014	人事異動等による
								4 共済費	1,848	人事異動等による
								18 負担金補助及び交付金	20,000	富雄庄田線バス停上屋等整備費補助金

2 建築指導費	128,750	△ 6,156	122,594				△6,156	2 給料	△ 3,818	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 1,320	人事異動等による
								4 共済費	△ 1,018	人事異動等による
計	282,426	24,054	306,480			20,000	4,054			

（款）　6 土木費

（項）　2 道路橋梁及び河川費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 道路橋梁総務費	211,650	2,389	214,039				2,389	2 給料	△ 1,731	人事異動等による
								3 職員手当等	3,566	人事異動等による
								4 共済費	554	人事異動等による
3 道路橋梁新設改良費	290,553	439	290,992				439	2 給料	409	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 487	人事異動等による
								4 共済費	517	人事異動等による
計	1,072,150	2,828	1,074,978				2,828			

（款）　6 土木費

（項）　3 都市計画費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 都市計画総務費	229,686	△ 3,935	225,751				△3,935	2 給料	△ 2,710	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 1,264	人事異動等による

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
								4 共済費	39	人事異動等による
2 公園整備費	796,099	12,449	808,548				12,449	2 給料	4,496	人事異動等による
								3 職員手当等	5,106	人事異動等による
								4 共済費	2,847	人事異動等による
計	1,110,207	8,514	1,118,721				8,514			

（款）　6 土木費

（項）　4 住宅費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 住宅事業費	186,810	△ 6,837	179,973				△6,837	2 給料	△ 6,561	人事異動等による
								3 職員手当等	796	人事異動等による
								4 共済費	△ 1,072	人事異動等による
計	186,810	△ 6,837	179,973				△6,837			

（款）　7 消防費

（項）　1 消防費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 常備消防費	1,233,737	3,255	1,236,992				3,255	2 給料	△ 6,666	人事異動等による
								3 職員手当等	5,651	人事異動等による
								4 共済費	4,270	人事異動等による

計	1,428,295	3,255	1,431,550				3,255			

（款）　8 教育費

（項）　1 教育総務費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　　分	金　　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 教育委員会費	436,419	16,410	452,829				16,410	2 給料	5,479	人事異動等による
								3 職員手当等	7,548	人事異動等による
								4 共済費	3,383	人事異動等による
2 心の教育活動事業費	46,823	704	47,527				704	10 需用費	704	光熱水費
計	514,734	17,114	531,848				17,114			

（款）　8 教育費

（項）　2 小学校費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　　分	金　　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	408,611	14,940	423,551				14,940	10 需用費	14,940	光熱水費
2 教育振興費	77,762	△ 3,520	74,242				△3,520	19 扶助費	△ 3,520	要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費
計	486,373	11,420	497,793				11,420			

（款）　8 教育費

（項）　3 中学校費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　　分	金　　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	235,296	10,097	245,393				10,097	10 需用費	10,097	光熱水費

[単位　千円]

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
2 教育振興費	67,079	△ 2,448	64,631				△2,448	19 扶助費	△ 2,448	要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費
計	302,375	7,649	310,024				7,649			

（款）　8 教育費

（項）　4 幼稚園費

[単位　千円]

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 幼稚園費	860,074	△ 7,117	852,957				△7,117	2 給料	△ 1,316	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 2,764	人事異動等による
								4 共済費	△ 3,037	人事異動等による
計	860,074	△ 7,117	852,957				△7,117			

（款）　8 教育費

（項）　5 社会教育費

[単位　千円]

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 社会教育総務費	124,328	6,014	130,342				6,014	2 給料	2,792	人事異動等による
								3 職員手当等	1,863	人事異動等による
								4 共済費	1,359	人事異動等による
3 図書館費	319,727	△ 1,157	318,570				△1,157	2 給料	△ 2,326	人事異動等による
								3 職員手当等	618	人事異動等による

								4 共済費	551	人事異動等による
計	1,403,989	4,857	1,408,846				4,857			

（款）　8 教育費

（項）　6 保健体育費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　　分	金　　額	
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他				
1 保健体育総務費	130,172	△ 825	129,347				△825	2 給料	△ 1,192	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 206	人事異動等による
								4 共済費	573	人事異動等による
2 学校給食センター運営費	701,580	△ 1,223	700,357				△1,223	2 給料	△ 1,640	人事異動等による
								3 職員手当等	81	人事異動等による
								4 共済費	336	人事異動等による
計	1,402,879	△ 2,048	1,400,831				△2,048			

補　正　予　算　給　与　費　明　細　書

1　一般職

(1)　総括

区　分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	(725) 819	849,024	3,179,574	2,627,079	6,655,677	1,195,387	7,851,064	
補正前	(733) 819	849,024	3,173,963	2,339,373	6,362,360	1,168,216	7,530,576	
比較	(△8) 0	0	5,611	287,706	293,317	27,171	320,488	

※（　）内は、暫定再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたもの。

	区　分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後	72,606	122,808	2,250	202,464	1,601	212,080	30,794
	補正前	72,606	122,808	2,250	202,129	1,601	212,080	30,794
	比較	0	0	0	335	0	0	0

夜間勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
7,171		88,107	51,219	366,000	885,419	584,560
7,171		88,107	51,219	117,000	865,060	566,548
0		0	0	249,000	20,359	18,012

(2)　給料及び職員手当等の増減額の明細

区　分	増減額(千円)	増減事由別内訳　(千円)		説　明	備　考
報　酬	会計年度任用職員				
		その他の増減分			
給　料	会計年度任用職員以外の職員				
	5,611	給与改定に伴う増減分	31,861	給与改定に伴う増加分	給与の改定率　1.09%
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 26,250	退職・人事異動等に伴う減少分	職員数の異動状況 補正後　749人 補正前　749人 比　較　0人
	会計年度任用職員				
		その他の増減分			
職員手当	会計年度任用職員以外の職員				
	287,706	制度改正に伴う増減分	42,671	支給基準変更に伴う増加分	期末手当　22,599 千円 勤勉手当　20,072 千円
		その他の増減分	245,035	退職・人事異動等に伴う増加分	扶養手当　千円　夜間勤務手当　千円 管理職手当　千円　単身赴任手当　千円 管理職員特別勤務手当　千円　通勤手当　千円 地域手当　335 千円　住居手当　千円 特殊勤務手当　千円　退職手当　249,000 千円 時間外勤務手当　千円　期末手当　△ 2,240 千円 休日勤務手当　千円　勤勉手当　△ 2,060 千円
	会計年度任用職員				
		その他の増減分			

(3)　給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区分		一般職	消防職	教育職	技能職
補正後	平均給料月額　（円）	323,557	324,598	331,031	315,008
	平均給与月額　（円）	402,661	420,279	385,086	351,902
	平均年齢　（歳）	42.1	41.7	42.1	50.8
補正前	平均給料月額　（円）	322,186	323,089	320,841	316,850
	平均給与月額　（円）	407,643	416,156	370,703	362,712
	平均年齢　（歳）	42.2	41.3	40.9	50.5

イ　初任給

区分	一般職（円）	消防職（円）	教育職（円）	技能職（円）	国の制度	
					一般行政職（円）	技能職（円）
高校卒	166,600	176,100	170,900	181,100	166,600	164,000
大学卒	196,200	208,000	202,400		196,200	

ウ　級別職員数

区分	一般職			消防職			教育職			特定任期付職員		技能職	
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)		職員数(人)		職員数(人)
補正後	1　級	( ) 55	( ) 10.1	1　級	( ) 17	( ) 12.9	1　級	( ) 4	( ) 8.9	特定任期付職員給料表	2	技能職給料表	25
	2　級	( ) 68	( ) 12.5	2　級	( ) 12	( ) 9.1	2　級	( ) 4	( ) 8.9				
	3　級	(54) 134	(100.0) 24.6	3　級	( ) 29	( ) 22.0	3　級	( ) 11	( ) 24.4				
	4　級	( ) 109	( ) 20.0	4　級	( ) 42	( ) 31.8	4　級	( ) 8	( ) 17.8				
	5　級	( ) 52	( ) 9.5	5　級	( ) 10	( ) 7.6	5　級	( ) 6	( ) 13.3				
	6　級	( ) 56	( ) 10.3	6　級	( ) 14	( ) 10.6	6　級	( ) 4	( ) 8.9				
	7　級	( ) 54	( ) 9.9	7　級	( ) 6	( ) 4.5	7　級	( ) 8	( ) 17.8				
	8　級	( ) 17	( ) 3.1	8　級	( ) 2	( ) 1.5	8　級	( )	( )				
	計	(54) 545	(100.0) 100.0	計	( ) 132	( ) 100.0	計	( ) 45	( ) 100.0				
補正前	1　級	( ) 56	( ) 10.6	1　級	( ) 17	( ) 12.9	1　級	( ) 4	( ) 9.1	特定任期付職員給料表	2	技能職給料表	24
	2　級	( ) 69	( ) 13.1	2　級	( ) 18	( ) 13.6	2　級	( ) 6	( ) 13.6				
	3　級	(62) 123	(100.0) 23.2	3　級	( ) 23	( ) 17.4	3　級	( ) 12	( ) 27.3				
	4　級	( ) 107	( ) 20.3	4　級	( ) 43	( ) 32.6	4　級	( ) 4	( ) 9.1				
	5　級	( ) 50	( ) 9.5	5　級	( ) 7	( ) 5.3	5　級	( ) 6	( ) 13.6				
	6　級	( ) 59	( ) 11.2	6　級	( ) 14	( ) 10.6	6　級	( ) 4	( ) 9.1				
	7　級	( ) 49	( ) 9.3	7　級	( ) 7	( ) 5.3	7　級	( ) 8	( ) 18.2				
	8　級	( ) 15	( ) 2.8	8　級	( ) 3	( ) 2.3	8　級	( )	( )				
	計	(62) 528	(100.0) 100.0	計	( ) 132	( ) 100.0	計	( ) 44	( ) 100.0				

※（　）内は、暫定再任用短時間勤務職員について外書きしたもの。

（級別の基準となる職務）

区分	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級	8　級
一　般　職	事務員 技術員	主事 技師	主任	係長級	主幹	課長補佐級	課長級	部長級

エ　昇　　給

区分			合計	代表的な職種			
				一般職	消防職	教育職	技能職
補正後	職員数　(A)　(人)		747	545	132	45	25
	昇給に係る職員数(B)　(人)		565	412	95	38	20
	号給数別内訳	2号給　(人)					
		4号給　(人)	565	412	95	38	20
		6号給　(人)					
		8号給　(人)					
	比　率　(B)／(A)　(%)		75.6	75.6	72.0	84.4	80.0
補正前	職員数　(A)　(人)		747	546	133	44	24
	昇給に係る職員数(B)　(人)		569	416	96	38	19
	号給数別内訳	2号給　(人)					
		4号給　(人)	569	416	96	38	19
		6号給　(人)					
		8号給　(人)					
	比　率　(B)／(A)　(%)		76.2	76.2	72.2	86.4	79.2

オ　期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)	(月分)		
補正後	(1.150) [1.650] 2.200	(1.200) [1.750] 2.300	(2.35) [3.40] 4.50	有	
補正前	(1.150) [1.650] 2.200	(1.150) [1.650] 2.200	(2.30) [3.30] 4.40	有	
国の制度	(1.150) [1.650] 2.200	(1.200) [1.750] 2.300	(2.35) [3.40] 4.50	有	

※（　）内は暫定再任用職員、[　]内は特定任期付職員に係る支給率である。

カ　定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区　　分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備　　考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)	

キ　地域手当

支給対象地域	市全域
支給率　(%)	6.0
支給対象職員数　(人)	749
国の指定基準に基づく支給率　(%)	6.0

ク　特殊勤務手当

区　　分	全職種	代表的な職種			
		一般職	消防職	教育職	技能職
給料総額に対する比率　(%)	0.2	0.0	0.1	2.5	0.1
支給対象職員の比率　(%) (令和5年11月1日現在)	10.7	1.7	28.0	71.1	8.0
代表的な特殊勤務手当の名称	訪問指導手当・環境衛生業務手当				

ケ　その他の手当

区　　分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	一部異なる	自転車通勤の者は１，５００円加算 １０ｋｍ未満の自転車以外の交通用具使用者は３００円減額

議案第　65　号

令和５年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第２回）

令和５年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第２回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，７１９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１，９８２，１１２千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和５年１２月４日提出

生駒市長　小　紫　雅　史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　　入　　［単位　千円］

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 国民健康保険税		2,320,059	△820	2,319,239
	1 国民健康保険税	2,320,059	△820	2,319,239
7 繰入金		869,385	3,539	872,924
	1 一般会計繰入金	667,036	820	667,856
	2 基金繰入金	202,349	2,719	205,068
歳　入　合　計		11,979,393	2,719	11,982,112

歳　　出　　［単位　千円］

款	項	補正前の額	補　正　額	計
9 諸支出金		15,101	2,719	17,820
	1 償還金及び還付加算金	15,100	2,719	17,819
歳　出　合　計		11,979,393	2,719	11,982,112

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

歳　　入

（款）　1 国民健康保険税

（項）　1 国民健康保険税

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
1 一般被保険者国民健康保険税	2,319,878	△ 820	2,319,058	1 医療給付費分現年課税分	△ 550	
				2 後期高齢者支援金分現年課税分	△ 210	
				3 介護納付金分現年課税分	△ 60	
計	2,320,059	△ 820	2,319,239			

（款）　7 繰入金

（項）　1 一般会計繰入金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
1 一般会計繰入金	667,036	820	667,856	4 産前産後保険料繰入金	820	
計	667,036	820	667,856			

（款）　7 繰入金

（項）　2 基金繰入金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
1 財政調整基金繰入金	202,349	2,719	205,068	1 財政調整基金繰入金	2,719	

計	202,349	2,719	205,068			

歳　　出

（款）　9 諸支出金

（項）　1 償還金及び還付加算金

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　　分	金　　額	
				国県支出金	地方債	その他				
3 償還金	1,000	2,719	3,719				2,719	22 償還金利子及び割引料	2,719	療養給付費交付金等精算返還金
計	15,100	2,719	17,819				2,719			

議案第　66　号

令和５年度生駒市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）

令和５年度生駒市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第１回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６９，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，８２７，３６８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和５年１２月４日提出

生駒市長　小　紫　雅　史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　　入　　［単位　千円］

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 後期高齢者医療保険料		2,324,619	69,000	2,393,619
	1 後期高齢者医療保険料	2,324,619	69,000	2,393,619
歳　入　合　計		2,758,368	69,000	2,827,368

歳　　出　　［単位　千円］

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,689,690	69,000	2,758,690
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,689,690	69,000	2,758,690
歳　出　合　計		2,758,368	69,000	2,827,368

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

歳　　入

（款）　1 後期高齢者医療保険料

（項）　1 後期高齢者医療保険料

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 後期高齢者医療保険料	2,324,619	69,000	2,393,619	1 現年度分特別徴収保険料	35,190	
				2 現年度分普通徴収保険料	33,810	
計	2,324,619	69,000	2,393,619			

歳　　出

（款）　2 後期高齢者医療広域連合納付金

（項）　1 後期高齢者医療広域連合納付金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,689,690	69,000	2,758,690			69,000 （保） 69,000		18 負担金補助及び交付金	69,000	後期高齢者医療広域連合負担金
計	2,689,690	69,000	2,758,690			69,000				

議案第　67　号

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和５年１２月４日

生駒市長　小　紫　雅　史

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例

生駒市行政組織条例（平成２年３月生駒市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１条の見出し中「部の」を削り、同条中「室及び部（以下これらを「部」という。)」を「部」に、「市長公室」を「経営企画部」に、「総務部」を「総務部
財務部」に、「市民部
福祉健康部」を「福祉部
子育て健康部」に改め、同条に次の１項を加える。

２　前項に規定する部のほか、市長の権限に属する事務を分掌させるため、部に属さない課としてデジタルイノベーション推進課を置く。

第２条市長公室の項中第２号から第４号までを削り、第５号を第２号とし、第６号を第３号とし、同号の次に次の２号を加え、同項を同条経営企画部の項とする。

(4)　広報に関すること。

(5)　広聴及び陳情に関すること。

第２条総務部の項中第３号から第９号までを削り、第１０号を第３号とし、第１１号を第４号とし、第１２号を第５号とし、同項第１３号中「部」の次に「及

びデジタルイノベーション推進課」を加え、同号を同項第１４号とし、同項第５号の次に次の８号を加える。

(6)　情報システムの運用管理に関すること。

(7)　職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。

(8)　総合防災に関すること。

(9)　消費生活その他の市民生活に関すること。

(10)　交通安全に関すること。

(11)　市民相談に関すること。

(12)　戸籍及び住民基本台帳等に関すること。

(13)　人権施策に関すること。

第２条総務部の項の次に次の１項を加える。

財務部

(1)　予算その他の財務に関すること。

(2)　契約及び工事の検査に関すること。

(3)　市税の賦課及び徴収に関すること。

第２条地域活力創生部の項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第５号を第７号とし、第４号を第６号とし、第２号の次に次の３号を加える。

(3)　環境の保全に関すること。

(4)　環境衛生に関すること。

(5)　廃棄物の処理及び清掃に関すること。

第２条市民部の項を削り、同条福祉健康部の項中第６号から第８号までを削り、同項を同条福祉部の項とし、同項の次に次の１項を加える。

子育て健康部

(1)　健康及び保健衛生に関すること。

(2)　母子保健に関すること。

(3)　子育て支援に関すること。

(4)　地域医療連携及び病院事業に関すること。

(5)　国民健康保険に関すること。

第２条建設部の項第３号を削り、同項第４号を同項第３号とし、同項に次の１号を加える。

(4)　公園及び緑地等に関すること。

第２条都市整備部の項中第３号から第７号までを削り、第８号を第３号とし、第９号を第４号とし、同項に次の５号を加える。

(5)　関西文化学術研究都市建設の推進に関すること。

(6)　リニア中央新幹線に関すること。

(7)　住宅その他施設の建築及び保全に関すること。

(8)　開発指導に関すること。

(9)　建築指導に関すること。

第２条に次の１項を加える。

２　デジタルイノベーション推進課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1)　スマートシティ及びデジタル化の推進に関すること。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第　68　号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和５年１２月４日

生駒市長　小　紫　雅　史

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第１条　生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年３月生駒市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第７条の２第１項中「昭和３２年７月生駒市条例第２３号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第８条第１項中「第３項まで」の次に「及び第１５条の３第１項」を加える。

第１１条中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

第１５条第３項中「生駒市の一般職の職員の給与に関する条例」及び「同条例」を「給与条例」に改める。

第１５条の２第３項中「生駒市の一般職の職員の給与に関する条例」及び「同条例」を「給与条例」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（子育て部分休暇）

第１５条の３　子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満６歳に達する日後の最初の４月１日から満１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子の養育をするため、１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２　子育て部分休暇の時間は、１日につき２時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

３　子育て部分休暇については、給与条例第９条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第１３条に規定する勤務時間１時間当たりの給与額を減額する。

第１６条第３項を次のように改める。

３　組合休暇については、給与条例第９条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第１３条に規定する勤務時間１時間当たりの給与額を減額する。

第１７条（見出しを含む。）中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

（生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第２条　生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４３年２月生駒市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１８条第２項を次のように改める。

２　職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(1)　修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため、１週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）

(2)　部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が指定する者を含む。第５号において同じ。）を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）

(3)　介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）

(4)　介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）

(5)　子育て部分休暇（当該職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定

する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）を除く。）が満６歳に達する日後の最初の４月１日から満１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子の養育をするため、１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）

第２３条中「（平成３年法律第１１０号）」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

２　生駒市職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月生駒市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２０条第２項中「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「による介護時間」の次に「又は勤務時間条例第１５条の３第１項の規定による子育て部分休暇」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

議案第　69　号

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和５年１２月４日

生駒市長　小　紫　雅　史

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

第１条　次に掲げる条例の規定中「１００分の１２０」を「６月に支給する場合には１００分の１２０、１２月に支給する場合には１００分の１２５」に、「１００分の１６５」を「１００分の１７５」に改める。

(1)　生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成２０年９月生駒市条例第２８号）第５条第２項ただし書

(2)　生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和３１年１１月生駒市条例第１１号）第５条ただし書

(3)　生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和３５年９月生駒市条例第１７号）第２条第５項ただし書

第２条　次に掲げる条例の規定中「６月に支給する場合には１００分の１２０、１２月に支給する場合には１００分の１２５」を「１００分の１２２．５」に、「１００分の１７５」を「１００分の１７０」に改める。

(1)　生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第５条第２項ただし書

(2)　生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第５条ただし書

(3)　生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例第２条第５項ただし書

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和６年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定、改正後の生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後の常勤特別職給与条例」という。）の規定及び改正後の生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（以下「改正後の教育長給与等条例」という。）の規定は、令和５年１２月１日から適用する。

（期末手当又は給与の内払）

３　改正後の議員報酬等条例、改正後の常勤特別職給与条例又は改正後の教育長給与等条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当、改正前の生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は改正前の生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当、改正後の常勤特別職給与条例の規定による給与又は改正後の

教育長給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第　70　号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和５年１２月４日

生駒市長　小　紫　雅　史

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年７月生駒市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１５条第２項中「１００分の１２０」を「、６月に支給する場合には１００分の１２０、１２月に支給する場合には１００分の１２５」に改め、同条第３項中「、「１００分の６７．５」を「「１００分の６７．５」と、「１００分の１２５」とあるのは「１００分の７０」に改める。

第１６条第２項第１号中「１００分の１００」を「、６月に支給する場合には１００分の１００、１２月に支給する場合には１００分の１０５」に改め、同項第２号中「１００分の４７．５」を「、６月に支給する場合には１００分の４７．５、１２月に支給する場合には１００分の５０」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

給料表　　（月額）

職員の区分	職務の級／号給	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級	８　級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000

24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	

51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700	
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100	
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500	
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900	
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300	
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600	
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900	
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300	
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600	
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900	
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200	
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300		
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600		
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900		
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200		
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500		
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800		
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100		
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300		
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600		
71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900		
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100		
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300		
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600		
75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900		
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100		
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300		

78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600		
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900		
80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100		
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300		
82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600		
83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900		
84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100		
85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300		
86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300			
87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600			
88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800			
89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000			
90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300			
91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600			
92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800			
93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000			
94		295, 900	343, 600					
95		296, 200	344, 100					
96		296, 600	344, 500					
97		296, 800	344, 700					
98		297, 100	345, 100					
99		297, 500	345, 500					
100		297, 900	345, 800					
101		298, 100	346, 100					
102		298, 400	346, 500					
103		298, 800	346, 900					
104		299, 100	347, 300					

	105		299,300	347,800					
	106		299,600	348,200					
	107		300,000	348,600					
	108		300,300	349,000					
	109		300,500	349,500					
	110		300,900	349,900					
	111		301,300	350,200					
	112		301,600	350,500					
	113		301,800	351,000					
	114		302,000						
	115		302,300						
	116		302,700						
	117		302,900						
	118		303,100						
	119		303,400						
	120		303,700						
	121		304,100						
	122		304,300						
	123		304,600						
	124		304,900						
	125		305,200						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

第２条　生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１５条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１２０、１２月に支給する場合には１００分の１２５」を「１００分の１２２．５」に改め、同条第３項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の６７．５」と、「１００分の１２５」とあるのは「１００分の７０」を「１００分の１２２．５」とあるのは、「１００分の６８．７５」に改める。

第１６条第２項第１号中「、６月に支給する場合には１００分の１００、１２月に支給する場合には１００分の１０５」を「１００分の１０２．５」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には１００分の４７．５、１２月に支給する場合には１００分の５０」を「１００分の４８．７５」に改める。

（生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第３条　生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成１９年１２月生駒市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	３８０，０００円
2	４２７，０００円
3	４７７，０００円
4	５３９，０００円
5	６１５，０００円
6	７１８，０００円
7	８３９，０００円

第８条第２項中「１００分の１６５」と」の次に「、「１００分の１２５」

とあるのは「１００分の１７５」と」を加える。

第４条　生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１６５」と、「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１７５」を「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１７０」に改める。

（生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第５条　生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年９月生駒市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２１条中「第１５条第２項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１２０を超えない範囲内で規則で定める割合」と、同条第４項」を「第１５条第４項」に改める。

附則に次の１項を加える。

（令和５年１２月に支給する期末手当に関する特例）

５　令和５年１２月に支給する期末手当に限り、第１２条第１項及び第２１条において準用する給与条例（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和　　年　　月生駒市条例第　　号）による改正後の給与条例をいう。)第１５条第２項の規定の適用については、同項中「、６月に支給する場合には１００分の１２０、１２月に支給する場合には１００分の１２５」とあるのは、「１００分の１２０」とする。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

給料表

職務の級 ＼ 号給	１　級	２　級	３　級
1	162,100	208,000	240,900
2	163,200	209,700	242,400
3	164,400	211,400	243,800
4	165,500	212,900	245,200
5	166,600	214,400	246,400
6	167,700	216,200	248,000
7	168,800	217,900	249,500
8	169,900	219,600	250,900
9	170,900	221,100	252,000
10	172,300	222,600	253,400
11	173,600	224,100	254,900
12	174,900	225,600	256,200
13	176,100	226,800	257,500
14	177,600	228,200	258,700
15	179,100	229,600	259,900
16	180,700	231,000	261,100
17	181,800	232,400	262,300
18	183,200	234,000	263,600
19	184,600	235,500	264,900
20	186,000	236,900	266,200
21	187,300	238,100	267,600
22	189,600	239,700	269,100
23	191,800	241,200	270,700

24	194,000	242,600	272,200
25	196,200	243,600	273,800
26	197,900	245,100	275,500
27	199,400	246,400	277,100
28	200,900	247,600	278,700
29	202,400	248,700	280,300
30	203,800	249,700	281,800
31	205,200	250,600	283,300
32	206,600	251,500	284,800
33	208,000	252,400	285,900
34	209,300	253,300	287,500
35	210,600	254,100	289,000
36	211,900	254,900	290,500
37	213,200	255,600	291,900
38	214,400	256,700	293,500
39	215,600	257,900	295,100
40	216,700	259,000	296,700
41	217,800	260,200	298,200
42	218,900	261,400	299,800
43	219,900	262,500	301,300
44	220,900	263,600	302,800
45	221,800	264,700	304,400
46	222,700	265,800	306,000
47	223,600	266,900	307,600
48	224,500	267,900	309,100
49	225,400	268,900	310,000
50	226,300	269,900	311,500

51	227, 200	270, 900	313, 000
52	228, 100	271, 800	314, 600
53	228, 900	272, 700	316, 200
54	229, 800	273, 600	317, 800
55	230, 700	274, 500	319, 300
56	231, 500	275, 400	320, 800
57	231, 800	276, 300	322, 200
58	232, 600	277, 200	323, 400
59	233, 300	278, 100	324, 500
60	233, 900	279, 000	325, 600
61	234, 500	280, 000	326, 300
62	235, 200	281, 000	327, 200
63	235, 800	281, 900	328, 000
64	236, 300	282, 800	328, 800
65	236, 800	283, 300	329, 600
66	237, 300	284, 000	330, 000
67	237, 800	284, 700	330, 600
68	238, 400	285, 600	331, 300
69	238, 900	286, 600	332, 100
70	239, 400	287, 400	332, 800
71	239, 900	288, 200	333, 500
72	240, 400	289, 000	334, 100
73	240, 900	289, 700	334, 600
74	241, 400	290, 200	335, 200
75	241, 800	290, 600	335, 700
76	242, 300	291, 000	336, 300
77	242, 800	291, 200	336, 600

78	243, 300	291, 500	337, 100
79	243, 800	291, 700	337, 500
80	244, 300	292, 000	337, 900
81	244, 700	292, 200	338, 300
82	245, 200	292, 400	338, 800
83	245, 600	292, 700	339, 300
84	246, 000	292, 900	339, 800
85	246, 400	293, 200	340, 100
86	246, 800	293, 500	340, 500
87	247, 200	293, 800	341, 000
88	247, 600	294, 100	341, 400
89	248, 000	294, 400	341, 700
90	248, 500	294, 800	342, 100
91	248, 800	295, 100	342, 600
92	249, 100	295, 500	343, 000
93	249, 400	295, 700	343, 200
94		295, 900	343, 600
95		296, 200	344, 100
96		296, 600	344, 500
97		296, 800	344, 700
98		297, 100	345, 100
99		297, 500	345, 500
100		297, 900	345, 800
101		298, 100	346, 100
102		298, 400	346, 500
103		298, 800	346, 900
104		299, 100	347, 300

105		299, 300	347, 800
106		299, 600	348, 200
107		300, 000	348, 600
108		300, 300	349, 000
109		300, 500	349, 500
110		300, 900	349, 900
111		301, 300	350, 200
112		301, 600	350, 500
113		301, 800	351, 000
114		302, 000	
115		302, 300	
116		302, 700	
117		302, 900	
118		303, 100	
119		303, 400	
120		303, 700	
121		304, 100	
122		304, 300	
123		304, 600	
124		304, 900	
125		305, 200	

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条及び第５条（生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第２１条の改正規定及び附則に１項を加える改正規定を除く。）の規定は、令和６年４月１日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第３条の規定による改正後の生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定並びに第５条の規定による改正後の会計年度任用職員給与条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）第２１条及び附則第５項の規定は、令和５年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例又は第３条の規定による改正前の生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（会計年度任用職員の給与に関する経過措置）

4　改正後の会計年度任用職員給与条例別表第１の規定は、令和６年４月１日以後の勤務に係る会計年度任用職員（会計年度任用職員給与条例第１条に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の給与について適用し、同日前の勤務に係る会計年度任用職員の給与については、なお従前の例による。

（委任）

5　前２項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第　71　号

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和５年１２月４日

生駒市長　小　紫　雅　史

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第１条　生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年９月生駒市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第１２条第２項中「次項」の次に「並びに次条第２項及び第３項」を加え、同条の次に次の１条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第１２条の２　給与条例第１６条（第１項後段及び第４項を除く。）の規定は、任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

２　任期の定めが６月に満たないフルタイム会計年度任用職員の１会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が引き続いて６月以上に至っ

たときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

３　６月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで本市の会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（６月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が、給与条例第１６条第１項に規定する基準日現在に、６月以上に至ったときは、第１項の任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第２１条中「この条」の次に「及び次条」を加え、「における在職期間」を「において在職した期間」に改める。

第２１条の２を第２１条の３とし、第２１条の次に次の１条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第２１条の２　給与条例第１６条（第１項後段及び第４項を除く。)並びに第１２条の２第２項及び第３項の規定は、任期の定めが６月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第１６条第３項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員についてはその額、日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員については当該パートタイム会計年度任用職員としての基準日以前６月以内の期間において在職した期間における規則で定める算出方法により求める報酬の１月当たりの平均額」と、第１２条の２第２項及び第３項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と

読み替えるものとする。

（生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第２条　生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４３年２月生駒市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

２　職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和２７年１月生駒市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第２１条の２」を「第２１条の３」に改める。

（生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

３　生駒市職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月生駒市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「の基準日」の次に「又は生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第１２条の２第１項若しくは第２１条の２において準用する給与条例第１６条第１項に規定するそれぞれの基準日」を加える。

議案第　72　号

生駒市教育委員会委員の定数を定める条例を廃止する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和５年１２月４日

生駒市長　小　紫　雅　史

生駒市教育委員会委員の定数を定める条例を廃止する条例

生駒市教育委員会委員の定数を定める条例（平成２７年１０月生駒市条例第３１号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和６年１月１日から施行する。

議案第　73　号

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和５年１２月４日

生駒市長　小　紫　雅　史

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

生駒市生涯学習施設条例（平成２３年９月生駒市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中やまびこホールの項を削る。

第７条中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、第５号を第４号とする。

第１２条第１項及び第１３条第１項中「やまびこホール及び」を削る。

別表第１の１の表を削り、別表第１の２の表備考中「消費税等相当額」を「消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定による消費税及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。)」に改め、同表を別表第１の１の表とし、別表第１中３の表を２の表とし、４の表を３の表とする。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第　74　号

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和５年１２月４日

生駒市長　小　紫　雅　史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年１２月生駒市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項第２号中「同条第１１項」を「同条第１０項」に改める。

第３５条第３項中「同条第１号又は第２号」を「同号又は同条第２号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第３６条第３項中「第６条第２項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を、「第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と」の次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に

係る利用定員の総数」と」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　75　号

町の区域の変更について

令和６年１月１５日から生駒市内の町の区域を別表のとおり変更したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第１項の規定により、議会の議決を求める。

なお、関係区域は、別図１（変更前）及び別図２（変更後）のとおりである。

令和５年１２月４日提出

生駒市長　小　紫　雅　史

別表

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
白庭台１丁目	上町（一部）	２８１５番地１、２８１５番地５から２８１５番地８まで

別図１　変更前

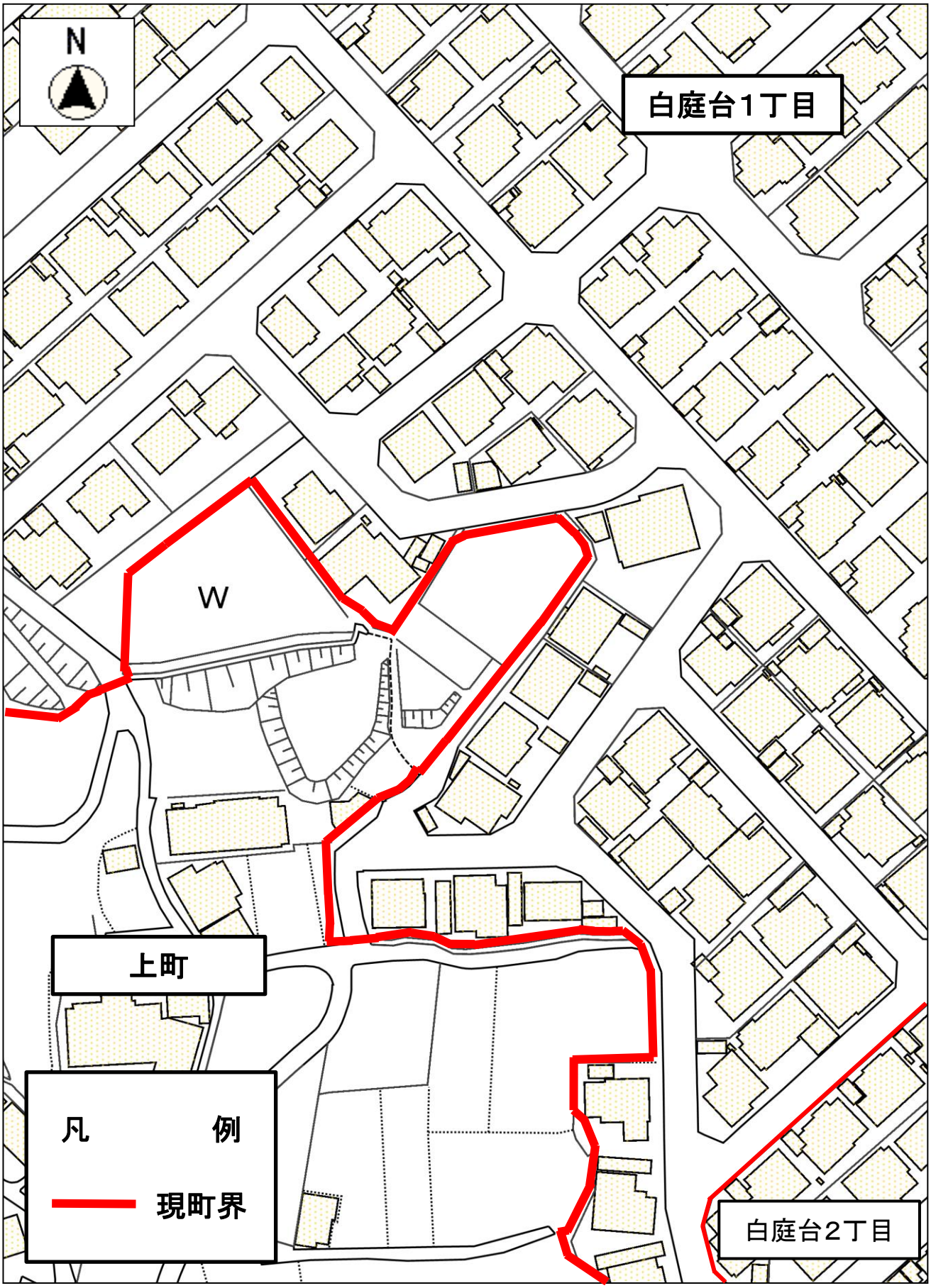
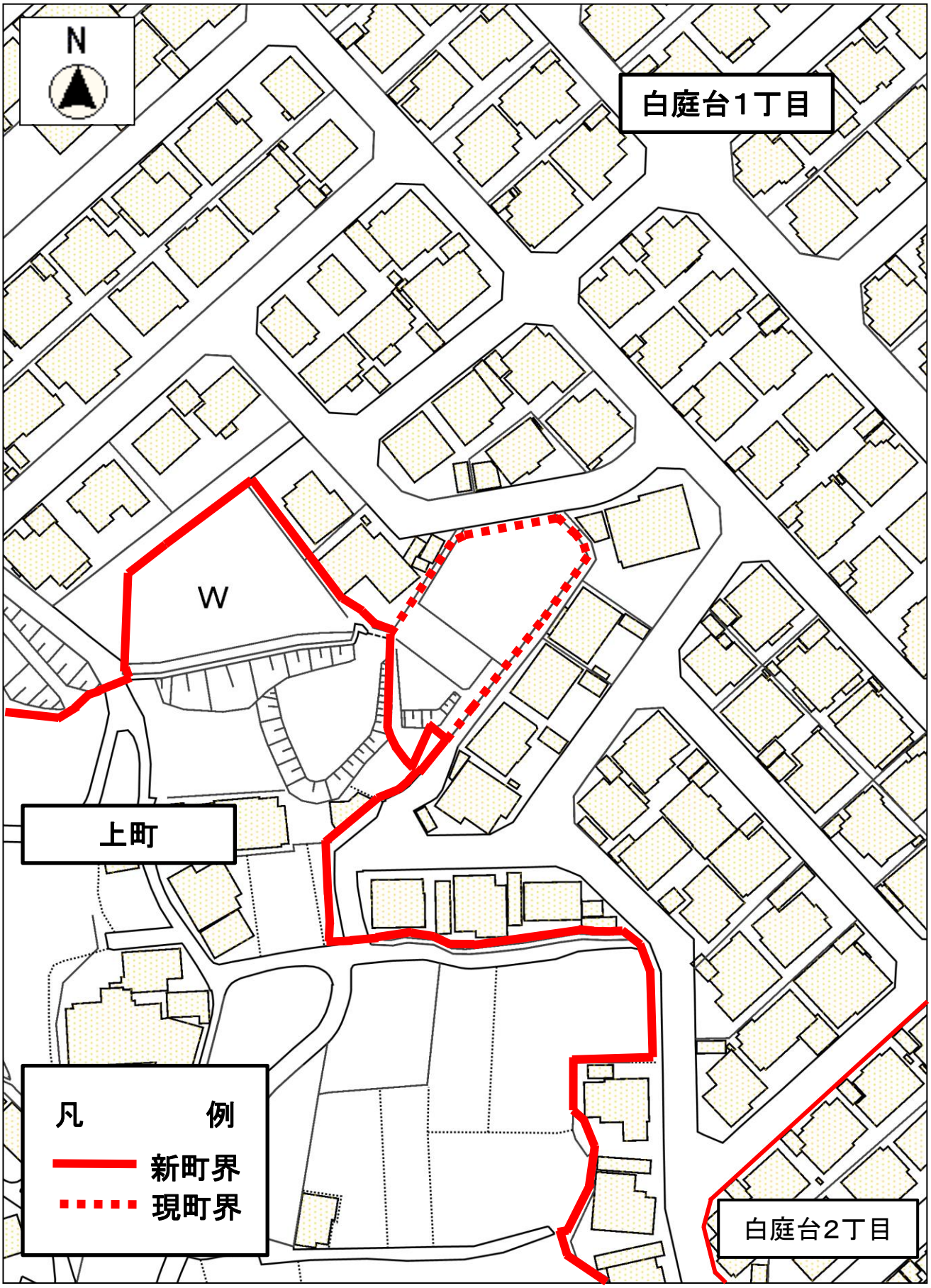
別図２　変更後